

平時及び災害時における医療体制の 全体像

平時及び災害時における医療体制の全体像

各施策

平時(事前の備え)

発災

災害時

コト (体制整備) (情報収集)

BCPの策定

- ・医療機関のBCP作成を努力義務化(H23'～)
- ・BCP作成手引きの発出(H25'～)
- ・災害拠点病院のBCP策定を義務化(H29'～)
- ・BCP策定研修事業の実施(H29'～)

保健医療調整本部の整備

- ・都道府県において「保健医療調整本部」を設置し、保健所と連携して医療・保健衛生等の活動にかかる情報を共有し、保健や医療分野で活動するチームの活動情報を関係者で共有して総合調整する体制を整備するよう都道府県に通知(H29'～)
(今後の課題)
- ・同本部が各保健医療チームをより効果的に統合調整する体制について検討する必要がある。

優先供給協定の締結

- ・都道府県又は災害拠点病院で医薬品、燃料等の優先供給にかかる協定締結を行うよう通知(H23'～。燃料についてはH30'～)

災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン・DMAT・DPATの養成

- ・養成研修、技能維持研修を委託により実施(DMAT・H17'～ DPAT・H25'～ 災害医療コーディネーター・H26'～ 災害時小児周産期リエゾン・H28'～)

DMAT等と連携する医療支援チームの養成支援

- ・大規模災害における膨大な医療需要の増大に備えるとともに、発災直後から医療提供能力が回復するまでの切れ目のない医療支援を行うため、DMATから引き継ぎを受けて連携して医療支援を行う医療チームを養成する団体の研修経費を補助(H30'～)

ヒト (人材養成) (医療支援)

災害拠点病院の整備

- ・都道府県において地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる病院を指定(H8'～)
- ・耐震化、ヘリポート、備蓄倉庫、自家発電設備等の整備を補助(H8'～)

災害拠点精神科病院の整備

- ・都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う病院を指定(H29'～)
(今後の課題)
- ・具体的に求められる機能を整理し、指定要件を具体化する必要がある。

医療施設の耐震化

- ・医療施設の耐震化に必要な経費を補助(災害拠点病院以外の耐震化補助はH18'～)

モノ (施設・設備) (物資支援)

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

- ・医療機関の被災状況等やDMAT等の活動情報を関係者で共有(H8'～)
(今後の改善策)
- ・登録する医療機関の網羅性を高めるため、登録医療機関の基準を整理し、登録率を向上させる。
- ・操作性やデザインの改善、入力を促すプッシュ型システムやアプリ、e-learningを用いた研修プログラムの開発等による入力率を向上させる。
- ・支援に必要な入力項目を増やすとともに、平時から入力できる情報は事前に入力してもらう。
- ・停電でパソコン等が使えない又は固定回線が不通の場合の運用を検討する。

大規模災害の発生

災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン

- ・保健医療調整本部又は保健所において、災害医療コーディネーターが、DMAT等の医療支援を行うチームを派遣調整(H26'～)
- ・災害時小児周産期リエゾンは小児・周産期分野での災害医療コーディネーターをサポート(H28'～)
(今後の課題)
- ・質の担保を行うため、これらの活動の指針を具体化する必要がある。

DMAT・DPAT(JMAT・AMAT等)

- ・DMATは、都道府県の要請を受けて災害急性期の医療支援及びロジスティクス等を実施(H18'～)
- ・DPATは、都道府県の要請を受けて災害精神にかかると医療支援等を実施(H25'～)
(今後の課題)
- ・DPATをはじめとした各保健医療チームの位置づけ、役割を明確化する必要がある。
- ・大規模災害に備え、DMAT派遣の司令塔機能を担うDMAT事務局の体制強化及びバックアップが得られる体制の整備を行う必要がある。

医薬品等・食料の供給支援

- ・都道府県における備蓄、卸売業者を介した供給体制を基本としつつ、厚労省として関係団体等と連携して広域支援を実施
- ・在宅酸素療法(HOT)に係る機器の保守点検業者に対して、患者の安否状況とサービス継続状況等について確認を実施
- ・病院給食の提供状況について情報収集を行うとともに、状況に応じて関係団体に患者用給食確保の協力要請を実施

※ 赤字は検討会における議論の整理等において課題として整理したもの